

2 農振第3674号
令和3年4月1日

国土交通省北海道開発局長 殿

農林水産事務次官

農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第3674号
令和3年4月1日

北海道知事 殿

農林水産事務次官

農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第3674号
令和3年4月1日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第3674号
令和3年4月1日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の都県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第3674号
令和3年4月1日

北陸農政局長 殿

農林水産事務次官

農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第3674号
令和3年4月1日

東海農政局長 殿

農林水産事務次官

農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第3674号
令和3年4月1日

近畿農政局長 殿

農林水産事務次官

農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第3674号
令和3年4月1日

中国四国農政局長 殿

農林水産事務次官

農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第3674号
令和3年4月1日

九州農政局長 殿

農林水産事務次官

農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第3674号
令和3年4月1日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産事務次官

農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について

農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の沖縄県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

○ 農地防災事業等補助金交付要綱(昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知)新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改	正	後	現	行
第1 (略)	<u>(通則)</u>		第1 (略)	
第2 (略)	<u>(交付の対象及び補助率)</u>		第2 (略)	
第3 (略)	<u>(申請手続)</u>		第3 (略)	
第4 (略)	<u>(交付申請書の提出期限)</u>		第4 (略)	
第5	<u>(交付決定の通知)</u> 第5 地方農政局等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事(北海道にあつては、別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(8)及び(10)の事業については、北海道開発局長を經由し北海道知事)(以下「都道府県知事等」という。)にその旨を通知するものとする。 <u>2. 第3第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。</u>	第5 地方農政局等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の <u>うえ</u> 、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事(北海道にあつては、別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(8)及び(10)の事業については、北海道開発局長を經由し北海道知事)(以下「都道府県知事等」という。)にその旨を通知するものとする。 <u>(新設)</u>	第5 地方農政局等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の <u>うえ</u> 、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事(北海道にあつては、別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(8)及び(10)の事業については、北海道開発局長を經由し北海道知事)(以下「都道府県知事等」という。)にその旨を通知するものとする。 <u>(新設)</u>	
第6	<u>(計画変更、中止又は廃止の承認)</u> 第6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号(災害関連事業にあつては、告示の8の災害復旧事業計画等変更承認申請書の様式に準ずる様式)による変更承認申請書を地方農政局等に提出し、その承認を受けなければならぬ。 (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。 (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。 (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。 2 都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしうとするときは、前項に準じて地方農政局長の承認を受けることができる。 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に及び交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。 4 北海道開発局長は、北海道から第1項及び第2項の変更承認申請書の提出を受けた	第6 都道府県知事は、 <u>交付規則第3条第1号の規定により、地方農政局長(北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号(災害関連事業にあつては、告示の8の災害復旧事業計画等変更承認申請書の様式に準ずる様式)による変更承認申請書を地方農政局長等に提出しなければならぬ。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	第6 都道府県知事は、 <u>交付規則第3条第1号の規定により、地方農政局長(北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号(災害関連事業にあつては、告示の8の災害復旧事業計画等変更承認申請書の様式に準ずる様式)による変更承認申請書を地方農政局長等に提出しなければならぬ。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	第6 都道府県知事は、 <u>交付規則第3条第1号の規定により、地方農政局長(北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長)の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号(災害関連事業にあつては、告示の8の災害復旧事業計画等変更承認申請書の様式に準ずる様式)による変更承認申請書を地方農政局長等に提出しなければならぬ。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
第2	北海道開発局長は、北海道から第1項の変更承認申請書の提出を受けた場合、速やか	2 北海道開発局長は、北海道から <u>前項</u> の変更承認申請書の提出を受けた場合、速やか	2 北海道開発局長は、北海道から <u>前項</u> の変更承認申請書の提出を受けた場合、速やか	

場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

(変更交付決定の通知)

第7 地方農政局長等は、第6第1項及び第2項による変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、変更承認すべきものと認めるときは速やかに変更承認を行い、都道府県知事等にその旨を通知するものとする。

(軽微な変更)

第8 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 都道府県が行う事業

ア 地区における次に掲げる変更

(7) 経費の配分の変更

工事費各費目の30パーセント (30パーセントに相当する額が1,200万円以下の場合) は1,200万円を超える経費の額の増減。

(4) 事業の内容の変更

a 工種別の事業量の30パーセント (30パーセントに相当する額が1,200万円以下の場合) は1,200万円を超える増減

b・c (略)

(2) 団体が行う事業

ア・イ (略)

ウ 地区 (災害関連事業にあっては、箇所) ごとに、次に掲げる事業の内容の変更

(7) 工種別の事業量の30パーセント (30パーセントに相当する額が400万円以下の場合) は400万円を超える増減

(4) (略)

(事業遅延の届出)

第9 都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 (略)

3 第1項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって第1項の届出書の提出に代えることができる。

(申請の取下げ)

第10 都道府県知事は、第3第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第5第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

に農林水産大臣に提出するものとする。

第7 地方農政局長等は、第6第1項による変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、変更承認すべきものと認めるときは速やかに変更承認を行い、都道府県知事等にその旨を通知するものとする。

第8 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 都道府県が行う事業

ア 地区における次に掲げる変更

(7) 経費の配分の変更

工事費各費目の30パーセント (30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。)

(4) 事業の内容の変更

a 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

b・c (略)

(2) 団体が行う事業

ア・イ (略)

ウ 地区 (災害関連事業にあっては、箇所) ごとに、次に掲げる事業の内容の変更

(7) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

(4) (略)

第9 都道府県知事は、交付規則第3条第2号の規定により、地方農政局長 (北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長) の指示を求めるところは、当該事業の遂行状況及び当該事業が予定の期間内に完了しない理由又は当該事業の遂行が困難となった理由及び当該事業の遂行状況を記載した書類を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

(新設)

第10 都道府県知事は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に取り下げ理由を記載した書類を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 (略)

(契約)

第11 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(状況報告)

第12 都道府県知事は、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(1)、(2)及び(4)から(9)の事業について、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により、遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長（北海道においては、農林水産大臣（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(8)の事業については、北海道開発局長を經由し農林水産大臣）、沖縄県においては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道においては農林水産省農村振興局長、沖縄県においては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2～4 （略）

(概算払)

第13 都道府県知事は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、地方農政局長（北海道においては農林水産省農村振興局長、沖縄県においては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書を官署支出官（農林水産省においては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局においては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局長においては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づき財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 都道府県知事は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号（災害関連事業にあっては告示の7の事業成績書及び収支予算書の様式に準ずる様式）のとおりとし、都道府県知事は、当該事業が完了したとき（第6第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれかの早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第6号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第3第2項ただし書に該当した各事業実施主体について

(新設)

第11 都道府県知事は、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(1)、(2)及び(4)から(9)の事業について、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第3号により、遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長（北海道においては、農林水産大臣（別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(8)の事業については、北海道開発局長を經由し農林水産大臣）、沖縄県においては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道においては農林水産省農村振興局長、沖縄県においては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2～4 （略）

(新設)

(新設)

第12 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第4号（災害関連事業にあっては告示の7の事業成績書及び収支予算書の様式に準ずる様式）のとおりとし、都道府県知事は、当該事業が完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれかの早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(新設)

2 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3第2項ただし書に該当した各事業実施主体について

て当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならぬ。

4 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下この項において同じ。）に報告するとともに、地方農政局長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であつても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日まで、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

5 北海道開発局長は、北海道から第1項及び第2項の実績報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

第15 地方農政局長等は、第14第1項による実績報告書の提出があつたときは、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限内により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第16 都道府県知事は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があつたこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14第1項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第15第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

4 北海道開発局長は、北海道から第1項の実績報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

(交付決定の取消等)

第17 地方農政局長等は、第6第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第5第1項の規定による交付決定の全部若し

当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならぬ。

3 第3第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下この項において同じ。）に報告するとともに、地方農政局長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であつても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日まで、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

4 北海道開発局長は、北海道から第1項の実績報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第13 地方農政局長等は、第12第1項による実績報告書の提出があつたときは、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る当該事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

(新設)

くは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
(3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

（財産の管理等）

第18 都道府県知事は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第19 （略）

2 適正化法第22条に定める財産の処分の制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることができる。

（残存物件の処理）

第20 都道府県知事は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄

（新設）

第14 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

県にあっては沖繩総合事務局長)に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第21 都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第5号別紙第7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第22 都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第23 都道府県知事は、第3第1項の規定による交付の申請、第6第1項の規定による状況変更、中止又は廃止の申請、第10の規定による申請の取下げ、第12の規定による状況報告、第13の規定による概算払請求及び第14第1項による実績報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。
 - 2 都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
 - 3 地方農政局長(北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)は、第1項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示、命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
 - 4 都道府県知事が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムの提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。
- (間接補助金交付の際付すべき条件等)
- 第24 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第6、第8、第9、第11、第12、第14、第16から第18及び第20から第22までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第15 都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第14までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けず、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 都道府県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 5 都道府県知事は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

また、都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第6号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

別紙
別表（第2及び第8関係）

事業	事業細目	補助率
(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8) 農村地域防災減災事業 ア 調査計画事業	調査計画事業	調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和2年度までに採択する場合には定額補助）
イ 整備事業 (7) 用排水施設等整備	a 防災ダム整備事業	工事費の55/100。実施計画策定等においては調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合には定額補助）
	b ため池整備事業 (a)・(b) (略)	(略)
	(c) 実施計画策定等	調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合には定額補助）
	c 用排水施設等整備事業 (a)～(d) (略)	(略)
	(e) 実施計画	調査・調整費の50/100（ただし、二

別紙
別表（第2及び第8関係）

事業	事業細目	補助率
(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8) 農村地域防災減災事業 ア 調査計画事業	調査計画事業	調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和7年度までに採択する場合には定額補助）
イ 整備事業 (7) 用排水施設等整備	a 防災ダム整備事業	工事費の55/100。実施計画策定等においては調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合には定額補助）
	b ため池整備事業 (a)・(b) (略)	(略)
	(c) 実施計画策定等	調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合には定額補助）
	c 用排水施設等整備事業 (a)～(d) (略)	(略)
	(e) 実施計画	調査・調整費の50/100（ただし、二

策定等	次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 令和7年度 までに採択する場合には定額補助)
d 農地保全整備事業 (a)～(d) (略)	(略)
(e) 実施計画策定	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 令和7年度 までに採択する場合には定額補助)
e 地域防災機能増進事業 (a)～(c) (略)	(略)
(d) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 令和7年度 までに採択する場合には定額補助)
f 農業用河川工作物等応急対策事業 (a)～(b) (略)	(略)
(c) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 令和7年度 までに採択する場合には定額補助)
g 特定農業用管水路等特別対策事業	工事費の50/100 (中山間地域にあっては、55/100)。実施計画策定等においては調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 令和7年

策定等	次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 令和2年度 までに採択する場合には定額補助)
d 農地保全整備事業 (a)～(d) (略)	(略)
(e) 実施計画策定	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 令和2年度 までに採択する場合には定額補助)
e 地域防災機能増進事業 (a)～(c) (略)	(略)
(d) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 令和2年度 までに採択する場合には定額補助)
f 農業用河川工作物等応急対策事業 (a)～(b) (略)	(略)
(c) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 令和2年度 までに採択する場合には定額補助)
g 特定農業用管水路等特別対策事業	工事費の50/100 (中山間地域にあっては、55/100)。実施計画策定等においては調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 令和2年

<p>度までに採択する場合にあっては定額補助)</p>	<p>h 水質保全対策事業 (a)～(d) (略) (e) 実施計画策定</p> <p>調査・調整費の50/100(ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合にあっては定額補助)</p>	<p>i 公害防除特別土地改良事業 (a) 事業区分(1)及び(2) (b) 事業区分(3) (c) 事業区分(4)</p> <p>工事費の55/100(公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)に基づき事業者負担を伴う場合は、その負担額を事業者費から控除した額とする。)</p> <p>工事費の55/100(原因が鉱業の事業活動若しくはこれに類するもの又は自然的なもの以外にあっては50/100、区画整理、<u>排土</u>、<u>客土</u>、<u>混層耕</u>、<u>反転耕</u>等の事業及びこれに伴い必要な事業並びに代替農用地の造成又は地目変換に係る事業にあっては50/100)</p> <p>かんがい施設の<u>新設</u>、<u>管理</u>、<u>廃止</u>又は<u>更新</u>に係る事業</p>
-----------------------------	--	---

<p>度までに採択する場合にあっては定額補助)</p>	<p>h 水質保全対策事業 (a)～(d) (略) (e) 実施計画策定</p> <p>調査・調整費の50/100(ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助)</p>	<p>i 公害防除特別土地改良事業 (a) 事業区分(1)及び(2) (b) 事業区分(3) (c) 事業区分(4)</p> <p>工事費の55/100(区画整理、<u>客土</u>、<u>排土</u>、<u>混層耕</u>又は<u>反転耕</u>等の事業及びこれに伴い必要な事業並びに代替農用地の造成又は地目変換の事業にあっては50/100、公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)に基づき事業者負担を伴う場合は、その負担額を事業者費から控除した額とする。)</p> <p>工事費の55/100(原因が鉱業の事業活動若しくはこれに類するもの又は自然的なもの以外にあっては50/100、区画整理、<u>客土</u>、<u>排土</u>、<u>混層耕</u>又は<u>反転耕</u>等の事業及びこれに伴い必要な事業並びに代替農用地の造成又は地目変換の事業にあっては50/100)</p> <p>かんがい施設の<u>新設</u>、<u>管理</u>、<u>廃止</u>又は<u>更新</u>に係る事業</p>
-----------------------------	--	---

農地につき行うほ場整備事業 (略)	農地につき行うほ場整備事業 (略)
農道整備に係る事業 (略)	農道整備に係る事業 (略)
農地につき行う暗渠排水事業 (略)	農地につき行う暗渠排水事業 (略)
(d) 実施計画策定 調査・調整費の50/100(ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合にあっては定額補助)	(d) 実施計画策定 調査・調整費の50/100(ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合にあっては定額補助)
j (略)	j (略)
(イ) 災害管理施設等整備	
a (略)	a (略)
b 農村防災施設整備事業 (略)	b 農村防災施設整備事業 (略)
中山間地域で行うもの (略)	中山間地域で行うもの (略)
甚大な被害発生地域で行うもの (略)	甚大な被害発生地域で行うもの (略)
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づい	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業計画に基づい

<p>いて実施される避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（津波避難対策緊急事業に関する農林水産大臣の定める基準に適合するものに限る。）</p>	<p>実施計画策定等</p> <p>実施計画策定等においては調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合にあっては定額補助）</p>	<p>c 農業水利施設危機管理対策事業</p> <p>調査・調整費及び工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100。）</p>	<p>d 防災重点農業用ため池緊急整備事業</p>
<p>て実施される避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（津波避難対策緊急事業に関する農林水産大臣の定める基準に適合するものに限る。）</p>	<p>実施計画策定等</p> <p>実施計画策定等においては調査・調整費の50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和2年度までに採択する場合にあっては定額補助）</p>	<p>c 農業水利施設危機管理対策事業</p> <p>工事費の50/100（中山間地域にあっては55/100。ただし、農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備のうち、令和2年度予算（令和2年度第3次補正予算を含む。）により実施する場合であつて、農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号）別紙16の第2の3に掲げる事業及び第2の4に掲げる事業のうち第4の(1)から(4)までの要件を全て満たすものにあつては定額補助。なお、第2の3に掲げる事業の上限は1,000万円とする。）</p>	<p>(新設)</p>

(a)ため池総合整備工事	<p>大 規 模</p> <p>工事費の55/100（離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100）</p>
a)地震・豪雨対策型	<p>小 規 模</p> <p>工事費の50/100（中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いもの（浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるもの。以下(8)事が特に必要と認めるもの。以下(8)の事業において同じ。）にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）</p>
b)一般整備型	<p>大 規 模</p> <p>工事費の55/100（離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100）</p>
小 規 模	<p>工事費の50/100（中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いもの）にあっては55/100、離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては2/3）</p>
(b)ため池群整備工事	<p>大 規 模</p> <p>工事費の55/100（離島にあっては60/100、沖縄県にあっては80/100、奄美群島にあっては70/100）</p>
小 規 模	<p>工事費の50/100（中山間地域に存在す</p>

るもの及び緊急性が高いものにあつては55/100、離島にあつては60/100、沖縄県にあつては80/100、奄美群島にあつては2/3)

(c)実施計画策定等

a)劣化状況評価
定額補助

b)地震耐性評価
定額補助

c)豪雨耐性評価
定額補助

d)ため池緊急防災対策情報整備
定額補助

e)実施計画策定
定額補助

f)ため池群調査計画策定
定額補助

g)ハード整備の着手促進
調査・調整費の50/100 (大規模なもの、中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いものについては55/100)

h)安全対策推進計画策定
調査・調整費の50/100 (大規模なもの、中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いものについては55/100)

(d)監視・管理体制の強化
定額補助

(e)緊急的な防災対策
定額補助

ウ 体制整備事業 (7) ため池緊急防災環境整備事業	(f)安全施設 の整備	<u>工事費の50/100（大規模なもの、中山間地域に存在するもの及び緊急性が高いものについては55/100）。</u>
a ため池緊急 防災環境整備 事業 (a) 監視・管 理体制の強 化 (b) 緊急的な 防災対策 (c)～(d) (略) (e) 実施計画 策定	定額補助（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和12年度</u> までに採択する場合に限る。） 定額補助（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和12年度</u> までに採択する場合に限る。） (略) 調査・調整費の 50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和12年度</u> までに採択する場合には定額補助）	(略) (略) (略) (略)
(イ) (略)	(略)	(略)
(9)・(10) (略)	(略)	(略)

(備考1) 上記(8)の事業の補助率欄中、中山間地域の補助率については、農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号）第2第1項に規定する中山間地域のうち、同項のアに規定する特定市町村に該当する市町村であるとして、同項のイからクまでに掲げる地域に該当する市町村（当該地域を含む市町村を含む。）及び同項アに規定する特別特定市町村に該当する市町村以外の市町村において行う事業にあつては、令和3年度から令和8年度までの間の補助率を、その採択年度に応じては、それぞれ令和3年度にあつては55%、令和4年度にあつては55%、令和5年度にあつては54%、令和6年度にあつては53%、令和7年度にあつては52%、令和8年度にあつては51%とする。

(備考2) 上記(8)の事業の補助率欄中、中山間地域の補助率については、農村地域防災

ウ 体制整備事業 (7) ため池緊急防災環境整備事業	a ため池緊急 防災環境整備 事業 (a) 監視・管 理体制の強 化 (b) 緊急的な 防災対策 (c)～(d) (略) (e) 実施計画 策定	定額補助（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合に限る。） 定額補助（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合に限る。） (略) 調査・調整費の 50/100（ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合には定額補助）
(イ) (略)	(略)	(略)
(9)・(10) (略)	(略)	(略)

(新設)

(新設)

減災事業実施要領第2第1項に規定する中山間地域のうち、同項のアに規定する特別特定市町村に該当する市町村であって、同項のイからクまでに掲げる地域に該当する市町村(当該地域を含む市町村を含む。)以外の市町村において行う事業にあっては、令和3年度から令和9年度までの間の補助率を、その採択年度に応じて、それぞれ令和3年度にあっては55%、令和4年度にあっては55%、令和5年度にあっては55%、令和6年度にあっては54%、令和7年度にあっては53%、令和8年度にあっては52%、令和9年度にあっては51%とする。

(備考3) 上記(10)の事業の補助率欄中、中山間地域の補助率については、土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2309号)第4第2項に規定する中山間地域のうち、同項の(1)に規定する特定市町村に該当する市町村であって、同項の(2)から(6)までに掲げる地域に該当する市町村(当該地域を含む市町村を含む。)及び同項の(1)に規定する特別特定市町村に該当する市町村以外の市町村において行う事業にあっては、令和3年度から令和8年度までの間の補助率を、その採択年度に応じて、それぞれ令和3年度にあっては55%、令和4年度にあっては55%、令和5年度にあっては54%、令和6年度にあっては53%、令和7年度にあっては52%、令和8年度にあっては51%とする。なお、前段中、離島の中山間地域については、令和3年度から令和8年度までの間の補助率を、その採択年度に応じて、それぞれ令和3年度にあっては60%、令和4年度にあっては60%、令和5年度にあっては58.4%、令和6年度にあっては56.8%、令和7年度にあっては55.2%、令和8年度にあっては53.6%とする。

(備考4) 上記(10)の事業の補助率欄中、中山間地域の補助率については、土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要領第4第2項に規定する中山間地域のうち、同項の(1)の特別特定市町村に該当する市町村であって、同項の(2)から(6)までに掲げる地域に該当する市町村(当該地域を含む市町村を含む。)以外の市町村において行う事業にあっては、令和3年度から令和9年度までの間の補助率を、その採択年度に応じて、それぞれ令和3年度にあっては55%、令和4年度にあっては55%、令和5年度にあっては55%、令和6年度にあっては54%、令和7年度にあっては53%、令和8年度にあっては52%、令和9年度にあっては51%とする。なお、前段中、離島の中山間地域については、令和3年度から令和9年度までの間の補助率を、その採択年度に応じて、それぞれ令和3年度にあっては60%、令和4年度にあっては60%、令和5年度にあっては60%、令和6年度にあっては58.4%、令和7年度にあっては56.8%、令和8年度にあっては55.2%、令和9年度にあっては53.6%とする。

(新設)

(新設)

別記様式第1号・第2号 (略)

別記様式第1号・第2号 (略)

別記様式第3号 (第9関係)

(新設)

年度〇〇事業補助金運延届出書

番号
年月日

○ 農 政 局 長 殿

〔北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣
 (別表(第2及び第8関係)の事業の欄に
 掲げる(8)及び(10)の事業については国土
 交通省北海道開発局長 経由)
 〔沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事又は市町村長
 氏 名

年 月 日 付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、農地防災事業等補助金交付要綱第9の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況		備 考
		○年○月○日までに完了したものの	○年○月○日以降に実施するもの	
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日
	円	%	円	

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

<p>別記様式第3号 (第11関係) (略)</p>	<p>年度〇〇事業費補助金実績報告書</p> <p>〇 〇 農 政 局 長 殿 〔北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣 (別表(第2及び第8関係)の事業の欄に 掲げる(8)及び(10)の事業については国土 交通省北海道開発局長 経由) 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p>都道府県知事 氏 名</p>
<p>別記様式第4号 (第12関係) (略)</p>	<p>年度〇〇事業費補助金実績報告書</p> <p>〇 〇 農 政 局 長 殿 〔北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣 (別表(第2及び第8関係)の事業の欄に 掲げる(8)及び(10)の事業については国土 交通省北海道開発局長 経由) 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p>都道府県知事 氏 名</p> <p>年 月 日 付 第 号 号で補助金の交付決定通知のあったことについて、 下記のとおり事業を実施したので、農地防災事業等補助金交付要綱第14第1項の規定に基 づき報告する。 (なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第5号 (第14第1項関係)</p>	<p>年度〇〇事業費補助金実績報告書</p> <p>〇 〇 農 政 局 長 殿 〔北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣 (別表(第2及び第8関係)の事業の欄に 掲げる(8)及び(10)の事業については国土 交通省北海道開発局長 経由) 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p>都道府県知事 氏 名</p> <p>年 月 日 付 第 号 号で補助金の交付決定通知のあったことについて、 下記のとおり事業を実施したので、農地防災事業等補助金交付要綱第14第1項の規定に基 づき報告する。 (なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)</p> <p>(略)</p>
<p>別記様式第6号 (第14第2項関係)</p>	<p>年度〇〇事業費補助金年度終了実績報告書</p>

- 農 政 局 長 殿
 {北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣
 (別表(第2及び第8関係)の事業の欄に
 掲げる(8)及び(10)の事業については国土
 交通省北海道開発局長 経由)
 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事又は市町村長
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農
 地防災事業等補助金交付要綱第14第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する

記

補助事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予 定年月 日
	補助事 業に要 する経 費 (A)	国庫 補助 金	(A)の うち年 度内支 出済額	概算払 受入済 額	(A)の うち未 支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰 越分 ○○○○ ○○○○							
年度内完 了分 ○○○○							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第7号（第14第4項関係）

年度〇〇事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

号
番
年
月
日

〇 〇 農 政 局 長 殿
〔北海道にあつては、農 林 水 産 大 臣
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事
氏 名

年 月 日 付け第 号により交付決定通知があつた〇〇〇〇事業費補助金について、農地防災事業等補助金交付要綱第14第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

(略)

別記様式第5号（第12関係）

年度〇〇事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

号
番
年
月
日

〇 〇 農 政 局 長 殿
〔北海道にあつては、農 林 水 産 大 臣
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事
氏 名

年 月 日 付け第 号により交付決定通知があつた〇〇〇〇事業費補助金について、農地防災事業等補助金交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

(略)

別記様式第8号（第22関係）

〇〇年度
農林水産省所管

国		〇 〇 補 助 金 調 査 書										
		地 方 公 共 団 体 名					職 出					備 考
補助事業 業名	交付決定の額	歳 入		歳 出		うち国庫 補助金相 当額	うち国庫 補助金相 当額	うち国庫 補助金相 当額	翌年 度繰 越額	うち国庫補 助金相当額		
		科目	収入 現額	科目	支出 済額							

